

第 17回富山県障害者スポーツ大会(フライングディスク競技会)開催要項
(兼第 18回全国障害者スポーツ大会出場候補選手選考会)

1 趣 旨

障害のある選手が、競技力の向上をめざすとともに、スポーツの楽しさを体験し、併せて県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 名 称 第 17 回富山県障害者スポーツ大会（フライングディスク競技会）

3 開催日時 平成 29 年 9 月 24（日）

選手受付 8 時 15 分

開 会 式 9 時 00 分

競技開始 9 時 30 分

〔 午 前 アキュラシー
午 後 ディスタンス

閉 会 式 15 時 00 分（予定）

4 会 場 アキュラシー 富山県総合運動公園屋内グラウンド
ディスタンス " ファミリー広場
(ただし、雨天時は、屋内グラウンド)
(富山市南中田 368 TEL 076-429-8835)

5 主 催 富山県

6 共 催

富山県教育委員会、市町村、(一社) 富山県身体障害者福祉協会、(一社) 富山県手をつなぐ育成会、(福) 富山県視覚障害者協会、(福) 富山県聴覚障害者協会、富山県知的障害者福祉協会、富山県障がい者スポーツ指導者協議会

7 後 援

富山県市長会、富山県町村会、日本赤十字社富山県支部、(福) 富山県社会福祉協議会、(公財) 富山県体育協会、(公社) 富山県善意銀行

8 主 管 富山県障害者フライングディスク協会
富山県障害者スポーツ協会

9 出場資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日現在、12 歳以上の身体障害者及び知的障害者。

(2) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

(3) 県内に居住する者。（ただし、県外居住者であっても県内の学校に通学している者及び施設に入所・通所している者を含む。）

10 出場申込

(1) 申込方法

- ・ 別紙 1 参加申込総括表
- ・ 別紙 2 参加申込用紙

市町村が、市町村内に居住する者を取りまとめ、上記、別紙 1（参加申込総括表）及び別紙 2（参加申込用紙）に記入のうえ申し込む。但し、特別支援学校に在籍する者、又は福祉施設に入所・通所している者は、当該学校又は施設から申し込む。

(2) 申込期限

8 月 3 日（木）必着（厳守）とする。

(3) 申込先及び問合せ先

富山県障害者スポーツ協会

〒931-8443 富山市下飯野 70-4

TEL 076-413-2248 FAX 076-413-2304

(4) 申込上の注意

- ① アキュラシーとディスタンスの両方に申し込むことはできるが、アキュラシーのディスリート・ファイブとディスリート・セブンの両方に申し込むことはできない。
- ② 期日までに申込みのない者については、当日の出場を認めない。
- ③ 申込後の変更は、原則として認めない。

11 競 技

(1) 競技規則

平成 29 年度適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（（公財）日本障がい者スポーツ協会制定）による。

(2) 競技方法

- ① 競技はすべて競技役員（審判員）の指示により進行する。
- ② 競技は主催者で用意した公式用具により行う。

(3) 競技者の服装等

競技を行う時は、競技用の服装（運動しやすい服装等）とし、運動靴を着用する。

(4) 番号布（ゼッケン）等

受付の際に番号布を配付する。競技には、必ず番号布を着けて出場する。

(5) 種目

① アキュラシー

- ・ ディスリート・ファイブ（5 m）
- ・ ディスリート・セブン（7 m）

② ディスタンスは次の4つの区分に分けて行う。

- ・ 座位女子
- ・ 座位男子
- ・ 立位女子
- ・ 立位男子

(6) 得点・記録

① アキュラシー

- ・ 得点は、ディスクが地面に触れずに直接アキュラシーゴール（標的）を通過した回数とする。逆方向から通過した場合は得点とならない。

② ディスタンス

- ・ 記録は、3投中最も距離の遠い着地点を計測する。
- ・ 計測はcm単位とし、1cm未満は切り捨てる。

(7) 表彰

- ① 各種目、各組とも8名を原則とし、1位から3位までの競技者を表彰する。
- ② 3位以内に入賞できなかった競技者には、敢闘賞を授与する。
- ③ 各組の競技終了後、順次各組毎に表彰する。

(8) 招集

- ① 招集は、その組の競技開始予定時刻の20分前に開始し10分前に完了する。
- ② 選手は招集時間内に選手招集所に集合し、競技役員の点呼を受ける。招集時間に遅れた者は棄権とみなす。
- ③ 招集所でチェックを終えた競技者は、その後、競技や表彰が終わるまで係員の指示に従って行動する。

12 その他

- (1) 各種目出場者の組合せは、主催者が行う。
- (2) 競技関係者以外で競技場内に入場が許可されるのは、事前に申請し許可を受けた者に限る。
- (3) 補装具の装着者は、必ず事前に点検しておくこと。
- (4) 座位で競技する場合のシートの高さはクッションを含め75cm以下とする。